

参議院農林水産委員会 / 2009年4月14日

【「米穀の新用途への利用の促進に関する法律案」

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案」

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」

について質疑】

山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

石破大臣は、就任以来、MA米の不正流通問題の処理に大変な御苦勞を重ねられてきたというふうに思います。そしてまた、飼料穀物の高騰であったり、その中で小麦の確保等であったり、大狂乱の中での政策運営をやってこられたというふうに思います。

この中で水田フル活用、すなわち米粉やそれから飼料米の国内での生産対策ができないかという動きがほうはいとして出てきたわけでありまして。これまでも水田の中に米粉や飼料米を作れないのかという議論はもうずっとあったわけでありましてけれども、価格差の問題があったり、さらには横流れ防止の問題があったりして、結局は実現しないまままで来たわけですが、今回まさにその時期が到来したという好機であります。

ところが、ここへ来て、小麦や飼料穀物の国際的な価格がまた落ち着いてきているということがあるわけですが、こうした状況の中で、一体大臣は水田フル活用対策の取組をどんなふうに位置付けられておられるのか、大臣の考え、決意をお聞きしたいと、こんなふうに思います。

国務大臣（石破茂君）

委員御指摘のとおりで、随分長い議論がございました。やはり小麦を作りなさい、大豆を作りなさいと、こうお願いしても、なかなか小麦、大豆というのは高度な技術が必要であると、また汎用水田でないとうまくいかぬということもございまして、やはり日本に一番向いたのは米なんでしょうねと、そして装備などを新しくする必要もないですよということで、水田フル活用というもので生産調整の一環として位置付けてやるわけでございます。ところが、小麦の代替という色彩がどうしても米粉にはある、飼料用米はトウモロコシの代替という側面があると。そうすると、お値段はそれに近いものでなければいかぬのだということがございます。

そこで、私どもとして、二十一年度当初予算におきまして、米粉用米、飼料用米の生産者に対しまして十アール当たり五万五千円を助成すると。米粉や米を使った飼料、えさの製造施設等の整備に関する助成、補助率二分の一等を措置をいたしたところでございますし、さらに二十一年度補正予算編成に向けた追加経済対策の中で、米粉用

米、飼料用米について、地域が一体となった加工業者などの実需者との連携、流通の効率化等の取組、これに対しまして十アール当たり二万五千円と、このような支援を盛り込んだところでございます。また、産地と実需者、これのマッチングを図っていかねばなりませんので、双方の意向を把握をする、その結果を提供するという取組もやっておるわけでございます。

この水田フル活用というものが軌道に乗らなければいかぬということで、考えられるあらゆる施策を講じておるところでございますが、もう一つ私として配意をしたいなというふうに思っておりますのは、あくまで代替品なんですかと、米粉は小麦の代替品、飼料用米はトウモロコシの代替品ということだけではなくて、米粉を使ったパンというもの、これはもう独自の需要があるのではないか、それを更にきちんと強調し、消費者の方々の選択に資するようにしていかねばならぬのではないか。また、えさ米にしましても、トウモロコシの代替というだけではなくて、豚でも鳥肉、あるいは卵でもそうなんですけど、これで育った豚は、あるいは鳥は、結構今実際に調査をやってみると消費者の方々の評価も高いようでございますので、独自の需要喚起ということにも努めていきたいと思っておりますのでございます。

水田フル活用というのは、何にいたしましても日本農政において非常に大きな意味を持つというふうに考えておりますので、委員も長く取り組んでこられましたけど、いろんな御教導を賜りながらきちんと取り組みたい、成果を出したいと思っております。

山田俊男君

大臣、ありがとうございます。

要は、大臣おっしゃるとおり、これは決意を持って、日本の新しい食の文化、さらには水田というこのすばらしい資源を生かしていく対策として必要なんだと思うんです。

我々、当委員会で千葉県佐倉市に現地調査をやったわけでありまして、その際も生産者の皆さんから、実は価格差だけのことを言うと、さらに手取りの話だけするとなかなかうまくいかない。しかし、これを子供たちの学校給食へ米粉パンをどう供給するかということの中で、これはむしろ地域の食を考えてもらう運動としてもこのことの意味があるとまでおっしゃっていたわけでありまして、是非そういう視点でこれを進めていくということだと思えます。

ところで、本川局長にお聞きしますが、今大臣が率直におっしゃってまいりました。五万五千円のところへ二万五千円の補正措置も検討しているんだよということをおっしゃっていただいたわけですね。合計八万円の助成というのは、そういう面では大変大きなものだというふうに思えます。しかし、八万円であっても、主食用の米の手取りと比べますとまだ落ちるんですよ。ないしはコストを償うぎりぎりのところの水準が八万円の助成であるかというふうに思うわけでありまして。

この米粉並びに飼料用米については、これが要はほかのものに横流れしてしまうということになったら何にもならないわけでありまして、そういう面ではこの八万円とい

う水準をどんなふうに評価されるか、お聞きしたいというふうに思います。

政府参考人（本川一善君）

この委員会でも助成水準については何回か御論議をいただいております。私どもとして、この米粉・飼料用米の助成水準につきましては、まずは主食用米と同じ栽培体系で栽培できるというような農家にとってのメリット、あるいは新たな農業投資も要らないというメリット、こういうものを踏まえまして、今取り組んでいただいております原料用米である加工用米並みの収入が得られる水準ということで五万五千円を設定したわけでございます。

ただ、いろいろ御論議をいただく過程で、水田フル活用元年におきまして、本格的に今全国で千六百ヘクタールと言われている米粉・飼料用米を拡大していくためには、その継続的あるいは安定的な供給体制、こういうものを整備する必要があるというふうな御意見は非常に強うございました。

そういうことを受けまして、この経済対策におきまして、先ほど大臣が御答弁いただきましたが、地域が一体となっていく加工業者などとの、実需者との連携なり流通の効率化、こういう取組に対しまして十アール当たり二万五千円を措置をしたところでございます。これを合わせますればトータルで八万円の助成、さらには品代を含めれば十万円の手取りといったようなことになるわけでございまして、先ほど申し上げましたような農家にとっての米粉・飼料用米の転作作物としてのメリット、それから、先ほど委員もおっしゃいましたような地域におけるいろいろな米粉なり飼料用米の位置付け、そういうことを併せますれば、農家の方々に取り組んでいただける、そういう支援水準になっているのではないかなと考えているところでございます。

山田俊男君

MA米の不正流通問題にもう本当に懲りまして、その反省の上に立って、今回の米三法は、表示を消費者に向けて適切に行うということと同時に横流れ防止をきちっとやるという趣旨を持ったものであるかというふうに思います。しかしこれ、各段階で記録の作成それから保管、さらには具体的な表示と、これを行っていくことになるわけですが、大変な負担になると思われるわけです。

近藤副大臣は、農地・水・環境保全対策での対策、さらには原油・資材高騰対策で、ややもすると大変な事務負担になっていると。そのことが、いい対策なんだけれど、これを推進するには手間が掛かってしょうがないという声にこたえるべく、この負担の軽減について、農水省として、検討するチームの責任者として対策を講じていただいたというふうに思うわけでありますが、この記録、保存、そして表示という、この米三法の中においても事務負担の軽減が大変大事だというふうに思いますが、何らかの形で検討されているのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

副大臣（近藤基彦君）

トレーサビリティには記録、保存、そして情報伝達ということが命でありますので、これがなければ、この法案そのものが成立しなくなるということでもありますので、そういった面では、制度設計に当たって、事業者あるいは生産者等の負担に十分にこれは配慮していかなくちゃいかぬことだろうと思っております。

今、検討の途中ではありますが、具体的には、記録事項とすれば、取引をした米穀等の名称あるいは数量、年月日、相手方、あるいは搬出搬入場所、そういったものが基本となると思います。もちろん、帳簿をお付けいただいているところはそれは帳簿を見れば明らかになることではありますが、そうでなくても、そういった記録が記してある伝票あるいはコンピューターの中に入っているもの、例えば農家が農協に出荷した際の伝票についても、そういった必要な事項が記載されている伝票であれば、わざわざ帳簿に写さなくてもその伝票そのものを保存をしておいていただければ結構でありますし、また農協さんが別の方々に販売した場合、例えば荷渡し指図書などにそういった必要事項が記載されていれば、それを保存していただくと。改めて何かに書き写して保存をしていなくても記録義務を果たしたということにしようという検討を今しているところでありますが、いずれにしても、対象の事業者あるいは生産者の方々と十分にお話しをした上で、我々としても丁寧に御説明をして、施行までに十分な準備期間を設けるなどをして周知徹底をして、制度が円滑に進むようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田俊男君

MA米の不正流通問題の経緯があるものですから、あつものに懲りてなますを吹くみたいなようなことになっては絶対駄目なんだと思うんです。基本的に、生産者も流通業者もそれから販売業者も共に善意なんです。善意を前提にして、そして仕組みをちゃんとつくるということがやはり大事だというふうに思いますので、その点よろしく願います。

ところで、どうもよく分からないことがあるので、これを率直に教えてもらいたいということで町田局長にお聞きするわけです。

食糧法は、流通を基本的に平成十六年の改正の中で自由にしてきたわけでありまして、業者も登録制からそれこそ届出制にしてしまっております。現行の届出業者に帳簿を付けておくと、保存しておけという義務はありますよね。届出と同時に帳簿の記録の義務があるわけです。一方、現行の食糧法の中におきます報告、立入検査、これは届出の業者だけを対象にしたものなのか、それとも、そうじゃなくて、米の業務を行う者全体について対象にしたものなのかどうか、それをお聞きしたいというふうに思います。

政府参考人（町田勝弘君）

食糧法におけます立入検査でございますが、これにつきましては従来から届出義務の対象者か否かにかかわらず適用されております。すべての米穀販売業者に対して課

せられているということでございます。

山田俊男君

それでは、今度新たに出します米のトレーサビリティ法の記録、保存、表示は、これは届出制と連動しているのか、食糧法の届出制と連動しているのかどうか。それとも、そうじゃなくて、これも米を扱っている人だれでも適用するという内容のものなんですか、どうですか。

政府参考人（町田勝弘君）

米トレサ法の対象事業者でございますが、米穀事業者ということでございます。具体的には、米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供の事業を行う者。また、米穀等の運送業者、倉庫業者、こういった方が対象でございます。取引等の記録の作成、保存をしていただきますのはこのうち米穀事業者でございます。これは取引をされるすべての方が対象になるということでございます。

山田俊男君

それでは、現行の食糧法の中で何で届出制ということがあるんですか。ほとんど役果たしていないんじゃないですか。だって、報告、立入検査はすべての取扱業者、さらに、今度の米トレーサビリティ法案もすべての米を扱っておる者を対象にしますと、こうなっているわけですから、一体そこに連動性がないというのはどんなふうに理解したらいいんですか。

政府参考人（町田勝弘君）

食糧法における届出制の趣旨でございますが、これは緊急時、例えば米の供給に不足が生ずる事態等でございますが、そういった緊急時における命令を適切に発動できるようにするという観点から農林水産大臣が一定規模以上の米穀の出荷・販売業者の主たる事務所の所在地等を把握するというものでございます。食糧法四十七条第一項に基づいてやっているものでございます。こういった趣旨でございます。

山田俊男君

それでは、食糧法にこれは規定してありますかなり大きい項目かというふうに思いますけれども、通常るときはともかく自由にしますと。ところが、いざ緊急の事態があったときには届け出た業者に対しましてしっかり緊急の命令その他の措置を掛けますよということでもいいんですか。

政府参考人（町田勝弘君）

そのとおりでございます。

山田俊男君

そうしますと、今度の食糧法の規定は、ないしは米トレーサビリティーの法律の規定は相当な規制を米について掛けますよということであると理解していいんですか。

政府参考人（町田勝弘君）

事故米等の問題を踏まえまして、今般、米トレーサビリティー法、食糧法を出させていただいているわけでございます。そういった意味で、米トレーサビリティーにつきましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレーサビリティーを義務付けるというものでございますので、全く新たな制度でございます。その際、事業者の方、現在行っている事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういった配慮をするということは、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思っております。

山田俊男君

大臣、どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますを吹くことになってはいないのかということの議論をちゃんとしておかなきゃいかぬのじゃないかというふうに私は思っているんです。

基本的には、国民の主食である米については国が責任を持って管理すると、私は従来、今も、その主張しております。ですから、生産した米の、主食である米、それから米だけじゃなくて牛乳も私はそれに入るんじゃないかと。あえて言うと、もう一つは砂糖もそれに入るんじゃないかと。米、牛乳、砂糖は国民の食に本当に欠かせない大事な作物、品目でありまして、それについてやはり国が一定の仕組みを持ってその流通管理について役割を果たすべきという思いでいるわけではありますが、今この米の管理にかかわる点について、どうも、圧倒的に流通を自由化してきた、しかし、いろいろ起こって今度は一步踏み込んで規制強化をやらざるを得ないということに來たとすれば、どうですか、この食糧法をもう一回きちっと仕組み直すということがあっていいんじゃないんでしょうか。その矛盾が私はどこかで必ず出てくるんじゃないかというふうに心配しています。大臣の見解をお聞きしたいと思います。

国務大臣（石破茂君）

食管法の時代を知っている人もだんだん少なくなってきましたですけど、じゃ食管法のときにすべてきちんとできていたかということ、それは必ずしもそうではなかったのではないだろうか。食管法時代もいろんな問題が起こりました。やみ米なんというのもそうなのかもしれません。

ですから、国が全部責任を負うということですべての問題が解決をするのだろうか。確かに、規制の強化、強化、強化ということになったら考え方を元へ戻したらいいんじゃないかという御議論も、それは議論としてはあるんだろうと思います。

しかしながら、私どもとして、本当に食の安全というものに対してそれぞれが意識を喚起をし、私どもとしていろいろな規制を設け、罰則を設ける、それで実際動かしてみても、やはり多様な流通というのは確保をすべきものだと思っているのです。食糧法の時代は、やはりみんなが多様な流通というのを享受することができませんでした。消費者もいろいろな選択肢というものはなかったのだと思っております。消費者にいろいろな選択肢を持っていただいた上でなおかつ安全を確保するという、この二つの両立ということを考えながら今回の法案をお願いしておるところでございますが、委員の問題意識は問題意識として私共有するものでございますが、今回はこの法案をお願いをし、きちんとした実効を上げたいと思っているところでございます。

山田俊男君

今回の食糧法の改正の中で、第七条の二に、「遵守事項」ということで、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができるというふうに言っておられて、その上で、第七条の三に、その業務の方法を勧告すると。さらには、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは命令を掛けますよと。命令を掛けた上でこれを遵守しなかったら、それこそ罰則がかかるのとありますよというふうに定めているわけですね。

この遵守すべき事項というふうに言っている内容はどんなものなんですか。法律に書いていないんですけれども、一体どんな内容ですか。

政府参考人（町田勝弘君）

米穀の出荷、販売の事業を行う者が守るべき遵守事項でございますが、一つといたしまして、用途が限定された米穀についてはその定められた用途以外に使用してはならないこと、二つ目といたしまして、他用途の米が混入しないよう区分保管すべきこと、三つ目として、定められた用途に使用されることとなるよう販売に際して当該用途に使用する相手方の確認などの適切な措置をとるべきことなどを省令で定めるという方向で検討しているところでございます。

山田俊男君

今の内容を、これ法律になぜ入れないんですか。お聞きしたいと思います。

政府参考人（町田勝弘君）

法律におきましては、今回、この遵守事項を設けるということで、適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令とあるんですが、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定める、こうなっております。確かに、今申しましたことは省令に委任をされているわけでございます。

私ども、この法律を組み立てるときに、当然法制局等の審査も受けたわけでございますが、これまでの例等を踏まえまして、基本的な考え方、骨格はきちっと法律で書く。そういった中で、あと遵守事項の具体的中身、いろいろなお米を取り扱うことについての取引ですとか保管ですとか、さっきちょっと申し上げましたが、そういった実施方法をきめ細かく定める必要がある、技術的かつ細部にわたるものとならざるを得ないということで農林水産省令で規定することとしているものでございます。

同様の例といたしましては、いわゆるＪＡＳ法におけます表示基準の遵守事項、家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準等がございます。こういったものを参考にさせていただいております。

山田俊男君

御案内のとおり、米については主食用に向けるもの、それから加工用に向ける仕組みがあります。更に今度、新規需要米ということでもって米粉、えさ米が入ってきました。

ところで、主食用と加工米については数量管理しているわけですね。飼料用と米粉用はどういう管理になるんですか。

政府参考人（町田勝弘君）

加工用米につきましては、もう委員十分御案内のとおりでございますが、平成八年産米から実施されておりますが、全国生産出荷団体と需要者団体等の取組計画数量、これ数量でございます、に基づきまして農家は出荷契約を行いまして、当該契約に即して出来秋に加工用米として出荷した数量分を生産調整カウントとする、こういう仕組みになっておりまして、これは定着をしております。

お尋ねの平成二十年産米から新たに取組まれております、二十年産米から取組まれております新規需要米につきましては、更なる低価格帯需要に対応できるように多収性品種の導入や直まき栽培などの低コスト生産を図ることが重要であること。また、米粉用米、飼料用米につきましては面積助成を行っております。先ほど生産局長から御答弁ありましたが、その対象となる水田を特定する必要があること。さらに、その作付け圃場から生産される米穀の全量が確実に当該用途に仕向けられることを担保することが生産調整の達成といったことからより適切であるということで、新規需要米につきましては圃場を特定して生産段階から区分管理を行う、こういう仕組みを取っているところでございます。

山田俊男君

主食用の米には主食用に充てるもの、それともう一つは、主食用にも充てるんですが一方で加工用に仕向けるものとしてふるい下米と、御案内のとおりあるわけです。一方、加工用米にも場合によったらふるい下米というのが出てくる可能性ありますね。ないしは主食用のふるい下米を加工用に充てるということも出てきます。それから、

米粉、それからさらには飼料米について圃場特定をする。それは、管理の上でそういう管理があり得るというのを私も納得しないわけではありません。

ところが、現行、飼料米を栽培しようといったときに、特定の圃場にこれは飼料米だといったときに、じゃ乾燥はどうする、それから場合によったら作物を植えたときの交雑といいますか、受粉が混乱しないかと、隣の主食用の田んぼの米に対して、というようなことごとからして、どうも必ずしも飼料米の専用種を植えるんじゃないかと、乾燥調製その他のことからしても、主食用の銘柄米と同じように植え付けて、そして管理するという流れがまだ強いんじゃないかというふうに思うんです。

そうなったときに、飼料米からそれこそ魚沼産コシヒカリが出てくるわけですよ。飼料米からさらに場合によったらこれはふるい下米が出てくるわけでもあります。この管理を厳密にやるんですか。ふるい下米の管理を厳密にできるということでこの法律が作られているんですか。そこをお聞きします。

政府参考人（町田勝弘君）

ふるい下米のお尋ねでございます。

ふるい下米の取扱いでございますが、ふるい下米も米穀でございますので、トレーサビリティの対象品目には当然含まれることとなりますので、取引等の記録の作成、保存が義務付けられるということでございます。どなたからお買いになって、どなたに売られたといったことの記録でございます。

この場合、その用途が仮に限定をされていますれば、その用途についても記録をしていただきますし、改正食糧法による遵守事項に基づく用途別管理、先ほど申し上げたものですが、これが求められるということになるわけでございますが、一方、今委員御指摘のとおり、ふるい下米につきましては一般的に用途を例えば主食用とか加工用とか、そういったことを限定せずに米穀の流通業者に対して販売されているといったこと、さらには流通業者の方は複数の産地からふるい下米を集荷して、一括して調製を行った上で主食用あるいは加工用として販売するというところでございまして、御指摘のようにふるい下米の流通というのはふるい上の流通とはかなり異なっている側面もあるわけでございます。

こうしたケースにおける取扱いにつきましては、これまでも順次関係者との意見交換等も行ってきたところでございますが、更に意見交換又は実態調査を重ねまして、本年夏を目途に成案が得られるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

山田俊男君

そうしますと、数量管理をやっている主食用のふるい下米、それから圃場管理を行う米粉用ないしは飼料用米のふるい下米、場合によったらそこまで行かなくても圃場管理をやっている米粉用の米と、それと飼料用の米の本体部分、それと主食用のふるい下と同じ数量交換したら、これは管理不行き届きということになるんですか。

政府参考人（町田勝弘君）

今のお尋ねの件については、更に流通実態よく把握したいと思うのですが、新規需要米であります飼料用米また米粉米といったものにふるい下といったものが現に流通しているのかどうか、そういったことも十分把握してまいりたいと思います。

私どもは、圃場でできたものはすべて飼料用米また米粉用米ということできちっとした実需先に販売してもらおうと、これが原則だということは申し上げておきたいというふうに思っております。

また、一般的な横流れ防止ということでありますれば、今回のトレーサビリティ法あるいは食糧法、また米粉用、飼料用米のこの新しい法律でもきちっと連携計画を取って報告徴求等も規定をしておりますので、これら三法を有機的に連携してきちっとした横流れ防止を図っていきたい、これは一般論でございますが、ということでございます。

山田俊男君

ところで、MA米があります。MA米についても、主食用それから加工用、場合によったら米粉用それから飼料用というふうに仕向けられているんですか。これは確認したいと思います。

政府参考人（町田勝弘君）

ミニマムアクセス米につきまして、その輸入が開始されたのが平成七年四月でございます。昨年十月までの累計を申し上げたいと思います。主食用九十四万トン、加工食品の原材料用三百三十七万トン、援助用二百三十二万トン、飼料用百三十九万トン販売しております。このように、飼料用、加工用に販売をされているということでございます。

山田俊男君

そうしますと、米粉用の米それから飼料用の米、さらには主食用のふるい下米、これら加工用のふるい下米、これらのものとMA米は多くのところでこれは競合しているということではないんですか。

政府参考人（町田勝弘君）

用途という点では競合しているというか、同じ用途に用いられているということでございます。国産を使いまして米粉用米というのはまさにこれから取り組むところでございますし、飼料用米についても今千六百ヘクタールでしょうか、ということで順次増えてきているところでございますが、用途としては同じ用途ということでございます。

山田俊男君

米粉でパンを作って、それで皆さんに本当にこれはこの地元の資源を活用したまさに米粉パンでありますということはあると思うんですね。場合によったら米粉パンにもMA米が入っている可能性はあるんですか。

政府参考人（町田勝弘君）

これは、ちょっと済みません、今お答えしようと思ったことは、米粉用、米粉パンということでありましたら、先ほど申しましたように指定米穀等ということで原料米産地情報の伝達をしていただくということでございます。流通実態としてMA米を使った米粉パンがあれば、それは表示をしていただくということになります。ちょっと流通実態、直ちに今申し上げられません、申し訳ありません。

山田俊男君

大臣、ここでちょっとお尋ねしたいんですけれども、私は基本的には国がしっかり国内産の米を管理するという仕組みの必要性についてはさっき申し上げたとおりです。残念ながら、これはもう本当に厄介なんですけど、MA米という仕組みがあって、MA米を入れざるを得なくて入れております。この処理が何としても必要になるものですから、このようなことに相なってしまっているわけです。さらには、国産米の仕組みの中には今言いましたいろいろな種類の米の流通管理のことがあり得るわけですね。ここについてももう少し整理して掛からないと、どうも大変混乱が生ずるのではないのかと。

何度も言うようですが、私の今日のテーマは、あつものに懲りてなますを吹くんですが、この管理だけでやったときに流通の実態との間で多くの乖離が生ずるということになっては、この大事な米三法の役割ということが信頼されないようになっていかぬというふうに思うし、それからこの仕組みが物すごいきつい仕組みで実は適用の間に問題ばかり生じているということでもいかぬと思うんですね。大臣の見解をお聞きしたいと思います。

国務大臣（石破茂君）

今日のお話はそのとおりで、あつものに懲りてなますを吹かないようにしなければいけませんです。

事故米問題があつものであったことはもう間違いないんでありまして、これはもうどうすればああいうことが起こらないかなということなのでありますが、やはり繰り返しの答弁になって恐縮なんですけれども、さればこそ消費者の方々にいろんな情報を提供しましょうと。そして、米が非常に、一物何価といえますかね、米の形を取っているんだけど、実はいろんな性格のものがあって、そこに悪徳な業者が利得を得るということになってしまうので、やはりそこは規制を強化しましょう、そして消費者にきちんとした情報を提供しましょうということしかないだろうと私は思っ

ております。

午前中にも議論がありました。私はこのお話をやる上においては残念ながらもう徹底した性悪説に立たざるを得ないのでございまして、性悪説に立った上でいろんなものを構築をしておるところでございます。これをどういう形にしたらもっと良いのかということは、また御提案をいただければ私どもとして十分検討はさせていただきますが、昨年来のいろんな経緯を踏まえましてこのような立法になっておるといことだと私は考えております。もし何かこういう提案があるぞということがあれば是非御教示いただいて、私どもに検討させていただきたく存じます。

山田俊男君

委員長にお願いがあるわけでありまして、今、必ずしも十分説明できなかった部分もあるんですけど、MA米があります。主食用のふるい下米があります。それからさらに、それぞれの米の管理ごとの、管理された米ごとのふるい下米なんかも出てきますということです。そのふるい下米の用途がどんなふうに定まっているか、定められるかということについては、町田局長に言わせると、これは実態をよく詰めた上で、この夏までにどんな管理の仕方ができるか、用途が定まっておればこの米三法によってきちっと罰則も含めて管理しますと。

しかし、用途が定まっていないうならそれじゃどうするんだという事情もあるわけで、是非、これは米の流通に関するシステム研究会で多様な議論がなされてきたということは否定しませんし、一生懸命やっていただいたというふうに思いますが、その際、ふるい下米全体でおよそ、どうですか、百万トンになりますか、それとも五、六十万トンですか。それでもそれは大変な影響を与えかねない量でもあるわけでありまして、この米の扱いの実態はどうなっているか、どういう考え方でこれを整理するかということについて、是非私は参考人の意見を聞きたいというふうに思います。もしも参考人が駄目であるということであれば、是非この次の委員会に、それら業者との間で、業者といたしますか、取り扱っておられる皆さんとの間での議論の内容を正確に教えていただきたい、こんなふうをお願いしたいんですが。

委員長（平野達男君）

ただいまの申出につきましては、理事会で協議したいと思います。

山田俊男君

以下、まだ質問幾つか置いておいたわけでありまして、この事柄について私としてはどうしても状況を把握しておきたいという思いもこれありますので、次の委員会まで理事の皆さんの検討にゆだねたいというふうに思いますので、よろしく願います。

以上で終わります。

以 上